

フリーランスに業務委託をする企業の皆さまへ

SNS等を通じてフリーランスの募集を行う際には
**氏名(名称)・住所・連絡先・業務の内容・業務に
従事する場所・報酬**を記載しましょう

インターネットやSNSにフリーランスの募集に関する情報を載せる際は注意してください

募集情報提供時の注意点

フリーランス・事業者間取引適正化等法では、インターネットやX等のSNSを含む広告等により、フリーランスの募集に関する情報等(以下、「募集情報」といいます)を提供するときは、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしてはならないこととされています。

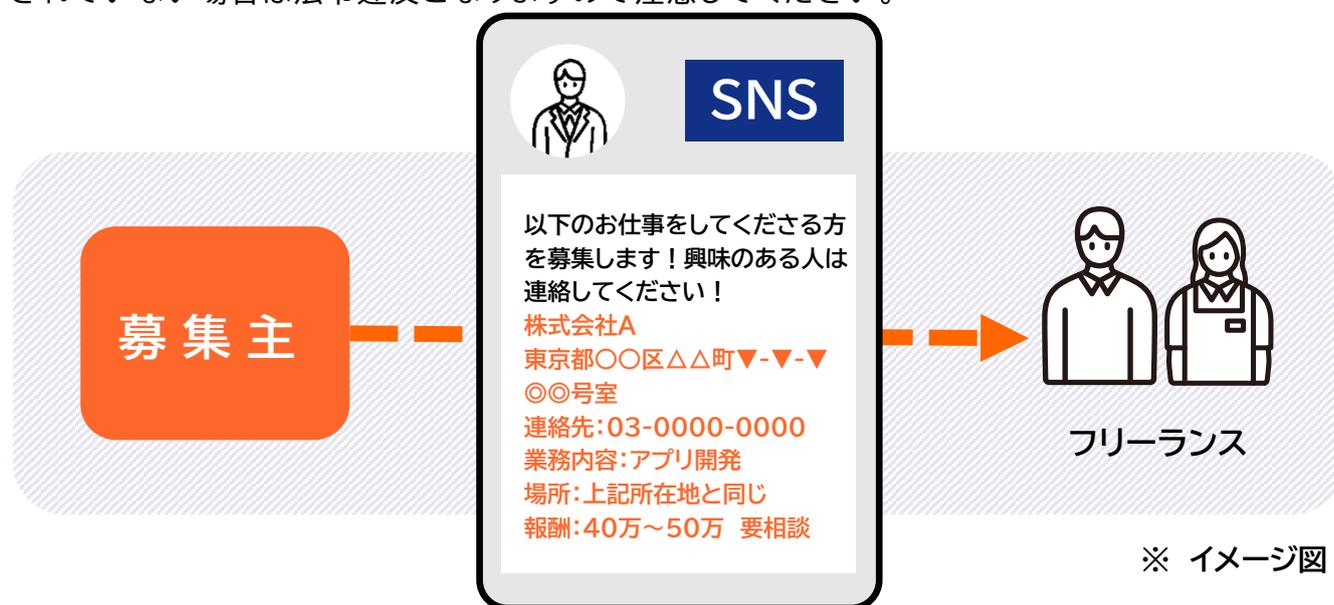
昨今、インターネット等で犯罪実行者の募集が行われる事案が見られ、その中には、通常の募集情報と誤解を生じさせるような広告等も見受けられます。

こうした誤解が生じないよう、募集情報を提供する際には

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先 ④業務の内容
⑤業務に従事する場所 ⑥報酬(6情報)

を記載することが必要です。

募集主の皆さまは、インターネットやSNS等でフリーランスを募集する際はこれらの情報が記載されていない場合は法令違反となりますので注意してください。



仲介事業者を利用する場合

発注事業者の皆さまは、仲介事業者(※)を通じてフリーランスの募集を行う場合には、当該仲介事業者に対し、上記①~⑥の事項が掲載されるよう依頼してください。ただし、この場合において、フリーランスから照会があった際には、仲介事業者が、募集主の氏名・名称等を当該フリーランスに回答することとなっており、それを照会先を付して示す場合には、募集主の氏名・名称等の情報は必ずしも載せる必要はありません。

(※)実態として発注事業者に該当しない仲介事業者

Q1. 「住所(所在地)」としてどこまで記載すれば良いのでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスが募集主について誤解をすることのないよう、ビル名、階数、部屋番号まで記載する必要があります。

Q2. 「連絡先」として何を記載すれば良いのでしょうか。SNSのメッセージ機能を使って、送付先を示す方法でも問題ないでしょうか。

業務委託を受けようとするフリーランスに誤解を生じさせないものである必要があり、電話番号、メールアドレスまたは、自社ウェブサイト上に備え付けられた専用の問い合わせフォームへのリンクのいずれかを記載する必要があります。

Q3. 広告等により募集情報を提供する場合、氏名等の6情報自体を記載せず、6情報が記載されている会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクを記載することでも問題はないのでしょうか。

会社ウェブサイトの募集要項等のURLリンクのみでは、そもそも業務委託の募集であるかどうかも含め、誤解を招く可能性があるため、募集情報を提供する広告等自体に6情報を記載する必要があります。

Q4. 業務の内容、業務に従事する場所及び報酬については、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条(取引条件の明示)で求められるのと同程度の粒度で記載することが求められるのでしょうか。

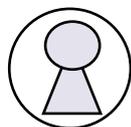
必ずしも同じである必要はありませんが、広告等を見て業務委託を受けようとするフリーランスが、募集主について誤解を生じないように、業務の内容や業務に従事する場所、報酬について記載する必要があります。

例えば、業務の内容について、具体的には成果物の内容又は役務提供の内容や成果物の知的財産権の許諾・譲渡の範囲などが考えられますが、募集時に定まっていない場合に「知的財産権の許諾の範囲」を記載せず、成果物の内容(例:〇〇のデザイン、△△のイラスト)を示す形でも、記載があれば、個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。また、業務に従事する場所については、複数の候補を示して「応相談」とする形、報酬については、「報酬40万～(要相談)」とする形でも、記載があれば個別具体の判断とはなりますが、直ちに本法第12条違反とはならないものと考えられます。

Q5. 労働者の募集についても、6情報の記載が求められるのでしょうか。

労働者の募集を広告等により行う場合でも、6情報の記載は同じように必要です。詳細については都道府県労働局需給調整事業課室にお問い合わせください。

募集主の氏名等がない募集情報の提供は、誤解を生じさせるため、認められません



高額報酬
即日入金
興味のある人は
DMで



高待遇
負担なくラクに
稼げる以下の
リンクより応募



圧倒的成長、上を
目指す人は連絡し
てください

お問い合わせ

都道府県労働局

雇用環境・均等部(室)



需給調整事業課室



仕事をお探しのフリーランスの方へ

怪しい業務委託の募集には 応募しないでください！

「闇バイト」は犯罪です！

いわゆる「闇バイト」は犯罪実行者の募集です。SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆するなどして犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されています。

「簡単に高収入を得られる」と応募した結果、強盗や詐欺といった犯罪に加担することとなり、逮捕された人が多くいます。広告内容とその後の説明が大きく異なるケースも見られます。絶対に手を出さないでください。

SNSの投稿から直接募集主に応募する場合は注意をしてください

募集主がフリーランスの募集情報を掲載するときに、虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示をすることは法律で禁止されています。昨今、SNS等で犯罪実行者（「闇バイト」）の募集が行われる事案が見られていますが、その中には、通常の募集情報と誤解をさせるようなものも見受けられます。

こうした誤解を与えないよう、募集主が募集情報を掲載する際には、

- ①氏名(名称) ②住所 ③連絡先(電話番号等)
- ④業務の内容 ⑤業務に従事する場所 ⑥報酬

を記載することとなっています。これらの記載のない募集広告は法令違反となりますので、応募しないよう特に気を付けてください。(業務委託の募集だけでなく労働者の募集も同様です。)

相談窓口のご案内

「闇バイト」に申し込んでしまった方へ

警察相談ダイヤル#9110または、お近くの警察署までご相談ください。また、都道府県警察本部では少年相談窓口を開設しています。応募の際に顔写真や住所を送ってしまったとしても、勇気を出して警察に相談してください。

「闇バイト」情報の投稿を見つけた方へ

警察署または、警察庁が業務委託を行うインターネット・ホットラインセンターまで通報してください。



生活にお困りの方へ

「仕事がなくてどうしたらよいか分からない」「家賃や税金が払えない」など、生活にお困りの方のための支援制度があります。この制度では、就職に向けた支援や、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する仕組みなどがあります。仕事、住まい、家計など暮らしにお悩みの方は、まずお住まいの地域の相談窓口までご相談ください。

お仕事をお探しの方は、お気軽に、お近くのハローワークにご相談ください。専門の相談員による支援を無料で受けることができます。若い方向けのハローワークもありますので、是非、ご相談ください。

自立相談支援機関 相談窓口一覧



全国のハローワーク一覧

